

新型インフルエンザ対策行動計画

東京電力株式会社

新型インフルエンザ対策行動計画 目次

1.	行動計画の目的	1
2.	危機管理体制	1
(1)	体制の整備と訓練	1
(2)	新型インフルエンザ発生前の対応	1
(3)	新型インフルエンザ発生後の対応	1
①	対策態勢の発令等	1
②	対策活動の実施	1
3.	情報収集・周知	1
(1)	新型インフルエンザ発生前の対応	1
(2)	新型インフルエンザ発生前の対応	2
4.	新型インフルエンザ流行時の事業運営体制	2
(1)	新型インフルエンザ発生前の対応	2
①	優先業務の選定	2
②	交代要員等の確保	2
③	協力体制の整備	2
(2)	新型インフルエンザ発生後の対応	2
①	優先業務の実施	2
②	交代要員等の確保	3
③	協力体制の運営	3
④	情報提供	3
5.	従業員等への感染予防および事業所内での感染拡大防止のための措置	3
(1)	新型インフルエンザ発生前の対応	3
①	従業員等への感染予防のための措置	3
②	事業所内での感染拡大防止のための措置	3
③	海外勤務、海外出張する従業員等への措置	4
(2)	新型インフルエンザ発生後の対応	4
①	従業員等への感染予防のための措置	4
②	事業所内での感染拡大防止のための措置	4
③	海外勤務、海外出張する従業員等への措置	4

1. 行動計画の目的

本行動計画は、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（新型インフルエンザ専門家会議）に基づき、新型インフルエンザ大流行時においても、従業員の安全と健康の確保を前提として電力を安定的に供給していくために、当社が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

なお、新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、本行動計画は、隨時見直し、必要に応じて、修正を加える。

2. 危機管理体制

(1) 体制の整備と訓練

新型インフルエンザ発生前並びに発生後に的確かつ迅速な対応をはかるため、本店の新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という）のもと、危機管理体制を整備する。

また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を必要に応じて実施する。

(2) 新型インフルエンザ発生前の対応

新型インフルエンザ発生前において、情報の収集・周知、新型インフルエンザ発生後の対策の策定・準備の実施等を推進するため、必要に応じて、関係箇所を招集し対応する。

(3) 新型インフルエンザ発生後の対応

①対策態勢の発令等

対策本部の方針・指示に基づき、所定の対策態勢の発令、解除または変更を行う。

②対策活動の実施

対策態勢の発令以降の新型インフルエンザに関する対策活動については、情報の一元化、業務の効率化の面から、対策本部の方針・指示に基づき実施する。

3. 情報収集・周知

(1) 新型インフルエンザ発生前の対応

○平常時から、国、地方自治体、各種事業者団体、保健所・地域医療機関等との連絡を密にし、情報連絡経路を明確化しておく。

○国内外の新型インフルエンザの発生状況等に関する情報を、必要に応

じて、世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省、外務省等の政府機関や、地方公共団体等から入手するとともに、電気事業連合会を始めとする各種事業者団体、関係企業等、および関係する所管官庁や地方自治体と適切に情報交換を行う。

○得られた情報は、必要に応じて、本行動計画や対策の見直しに役立てるとともに、対応方針と併せて、従業員等に迅速かつ適切に周知する。

（2）新型インフルエンザ発生後の対応

○国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、新型インフルエンザ発生前と同様に入手するとともに、適切に情報交換を行う。

○必要に応じて、医療機関の運営状況、社会インフラの稼働状況、関係企業の運営状況等の情報を収集し、対策活動の実施に活かす。

○得られた情報は、対応方針と併せて、従業員等に迅速かつ適切に周知する。

4. 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制

（1）新型インフルエンザ発生前の対応

①優先業務の選定

○新型インフルエンザ大流行時に電力の安定供給の維持を図るうえで最低限必要な業務等について、予め検討し、実施体制等の条件を整備する。

②交代要員等の確保

○事業継続のために必要な要員の交代要員確保策を検討する。

○電力の安定供給に最低限必要な業務を中心に、責任者等の欠勤に備えた代行者確保策を検討する。

③協力体制の整備

○必要に応じ、社内近隣事業所間での要員・資機材等の協力体制を整備する。

○電力の安定供給に最低限必要な協力会社等と、必要に応じ、新型インフルエンザ大流行時の協力内容を確認・調整する。

○上記以外の協力会社、資機材調達会社等とも新型インフルエンザ大流行時の対応等を必要に応じ確認し、連携について情報交換を行う。

（2）新型インフルエンザ発生後の対応

①優先業務の実施

○新型インフルエンザ大流行時においても、従業員の健康と安全の確保を前提に電力の安定供給に最大限努力する。

このため、予め抽出した電力の安定供給に最低限必要な業務等について、対策本部は必要に応じ、実施状況、要員・資機材の不足状況等を把握し、全店大での調整など対策を実施する。

なお、具体的な事業運営については、政府等から出される要請、通知等に留意しつつ、その都度適切に判断する。

②交代要員等の確保

○事業継続のために必要な要員の欠勤状況に応じ、交代要員確保策を実施する。

○電力の安定供給に最低限必要な業務を中心に、責任者等の欠勤に応じた代行者確保策を実施する。

③協力体制の運営

○必要に応じ、社内近隣事業所間での要員・資機材等の協力を実施する。

○電力の安定供給に最低限必要な協力会社等に、必要に応じ新型インフルエンザ大流行時の協力を依頼する。

○上記以外の協力会社、資機材調達会社等とも、新型インフルエンザ大流行時の対応状況等を必要に応じ確認し、連携を深める。

④情報提供

○新型インフルエンザ流行時の事業運営に関し、必要に応じて、適切な広報と従業員等およびその家族への適切な情報提供を行う。

5．従業員等への感染予防および事業所内での感染拡大防止のための措置

(1) 新型インフルエンザ発生前の対応

①従業員等への感染予防のための措置

○国内外における新型インフルエンザの発生状況、感染予防のための留意事項等についての情報を従業員等に迅速かつ適切に周知する。

- ・手洗い、うがいの励行。

- ・健康状態の自己把握に努める。

○従業員等の海外渡航に係る情報について可能な限り把握する。(外務省の渡航情報発出以降)

○マスク、手袋、ゴーグル、消毒用アルコール、うがい薬等、感染予防・感染拡大防止のための物品を備蓄する。

②事業所内での感染拡大防止のための措置

○通勤や会議運営等における感染予防・感染拡大防止策を検討する。

○電力の安定供給に最低限必要な業務に従事する者に対するサーバイランス体制を検討する。

③海外勤務、海外出張する従業員等への措置

○特に海外勤務、海外出張する従業員等については、流行に直面する時期や医療対応の質など、国内の従業員等と異なる特殊環境を考慮し、
帶同家族も含めた感染予防に関する基本方針を確立する。

(2) 新型インフルエンザ発生後の対応

①従業員等への感染予防のための措置

○国内外の新型インフルエンザの感染状況、感染予防・感染拡大防止のための留意事項等についての情報に注視するとともに、その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとるよう指導する。

- ・外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避けるよう指導する。
- ・発生地域におけるマスク着用、手洗い、うがいの励行を徹底する。
- ・「咳(せき)エチケット」を心がけるよう指導する。
- ・従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう指導する。
- ・発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう指導する。
- ・不要不急の外出を自粛するよう指導する。

○手洗い用の消毒液、うがい薬を各事業所へ配備するとともに、マスク、手袋、ゴーグル等を従業員等に配布し、感染防御を指導する。

②事業所内での感染拡大防止のための措置

○必要に応じ、通勤や会議運営等における感染予防・感染拡大防止策を実施する。

○電力の安定供給に最低限必要な業務等に従事する者に対し、サーバイランス体制を実施する。

○37.5度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状を有する従業員等に対しては、出社しないように指導する。

○休憩所等、従業員等が集まる共用施設の閉鎖等を検討する。

③海外勤務、海外出張する従業員等への措置

○海外勤務、海外出張する従業員等およびその家族への感染の拡大を予防するため、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- ・患者発生国・地域に駐在する従業員等およびその家族に対して、外務省から発出される渡航情報や、現地の日本国大使館の情報等を踏まえ、現地の従業員等およびその家族並びに事業の状況に応じて、退避の可能性等を含めて検討する。(外務省の渡航情報発出以降)
- ・外務省の海外渡航情報を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海

外出張の是非等を検討する。(外務省の渡航情報発出以降)

- ・患者発生国・地域から帰国した従業員等およびその家族は検疫ガイドラインに従う。新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

以上

平成 19 年 4 月 制定

平成 22 年 1 月 改定